記 者 発 表 資 料 令和 6 年 11 月 21 日 企 画 部 総 合 政 策 課 担当:大場、佐藤(築) 電話:022-211-2406

令和6年度公共事業再評価の評価結果について

県では、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に公共事業再評価を実施しており、 「評価書」を本日公表しました。

1 評価書について

評価書は、今年度評価を実施した4事業について、「事業継続」とした県の評価原案を妥当とする宮城県行政評価委員会からの答申を踏まえ、県として最終的な「評価結果」を取りまとめたものです。

2 対象事業名

- (1)農業競争力強化基盤整備事業(鹿飼沼地区)
- (2) 広域基幹 迫川河川改修事業
- (3) 広域基幹 迫川(夏川)河川改修事業
- (4) 広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業

3 評価書の主な内容

- (1) 評価書には、「事業の概要」、「評価の結果」等について記載しています。
- (2) 「評価の結果」については、宮城県行政評価委員会の「事業継続妥当」との答申を踏まえ、「事業継続」としています。

4 添付資料

- (1) 評価書の要旨
- (2) 評価書

※評価結果の詳細については、企画部総合政策課ホームページ

(https://www.pref.miyagi.jp/site/hyoka/r6kou-hyouka.html) で御確認いただけます。

問い合わせ先	電話番号
企画部総合政策課行政評価班	022-211-2406

令和6年度公共事業再評価に係る評価書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。)に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第10条第2項及び同施行規則第28条の規定に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した評価書(県の評価結果)の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

(1)公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

(2)公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています (災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。)。

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われないことが 見込まれる事業 (未着工)
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内(国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間) に完了が見込まれない事業 (未完了)
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内(国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間)に、用地買収もしくは工事のいずれも行われないことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業 (再々評価)
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業 (地域高規格道路事業及びダム事業に限る。) (未着手)
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 (その他)

(3) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

(4) 公共事業再評価の流れ

①公共事業再評価調書(県の評価原案)の作成 【フロー図1、2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3~7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

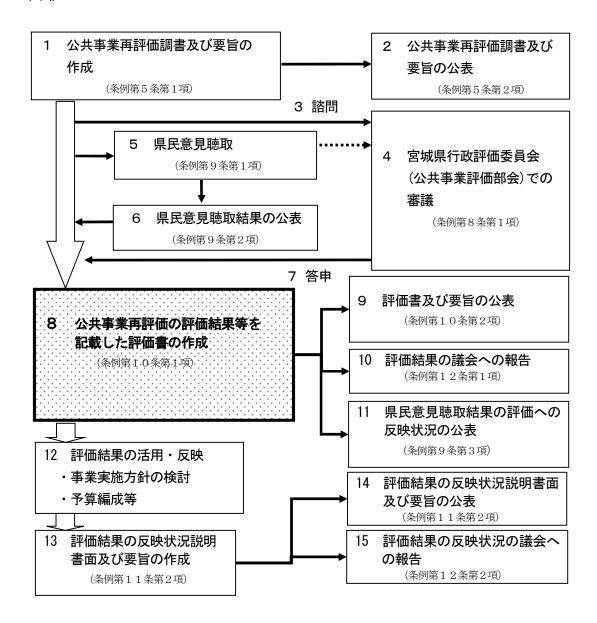
③評価書の作成 【フロー図8~11】

その後、最終的な評価結果等を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12~15】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《フロー図》



公共事業再評価に係る評価書の概要

番号	事業名	採択	完成 予定 年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率 (%)	行政評価委員会 (公共事業評価部 会)の意見	評価の結果
1	農業競争力 強化基盤整備 事業(鹿飼沼 地区)	Н23	R8	本地区は、大崎市田尻の東部及び涌谷町の 北部に位置している。 本事業により水田の用・排水条件、区画形 状及び排水改良(暗渠排水)を行い、農地の汎 用化を図ると共に、水田の総合利用・高度利 用の基盤を造成し、経営体育成による生産性 の向上および転作等の着実な実行が確保さ れ、効率的な近代営農形態となるほ場条件の 整備に積極的に対応するものであり、農業構 造の改善に資することを目的とするもの。 区画整理工 A=373.4ha	52. 7	88.8	事業継続妥当	事業継続
2	広域基幹迫川河川改修事業	S15	R40	追川・旧追川は、宮城県北西部の穀倉地帯を流下する一級河川で、追川の流域面積は県土面積の約16%を占めており、その34%が氾濫区域となっている。特に、中・下流部は極めて低湿地帯となっており、旧北上川の背水の影響からひとたび洪水が起きると、沿川は莫大な被害を受ける洪水常襲地帯となっている。このため、上流ダム群及び中流の長沼ダム、南谷地遊水地、蕪栗沼遊水地等を配した総合的な治水計画により、流域の治水安全度を確保するものである。 河川改修延長 L=110,700m 築堤 10,895,648m3、掘削 10,783,746m3、護岸 1,527,965m2、樋門一式、樋管一式、道路橋 88 橋、堰 12 基、揚水機場 1 基	1812.8	31.7	事業継続妥当	事業継続
3	広域基幹迫川 (夏川) 河川改修事業	S57	R20	夏川は迫川の左支川で、迫川の背水の影響を受けることから、大雨洪水時には現況流下能力が不足する区間において度々浸水被害が発生している。 このため、河道を掘削して流下能力を確保し沿川の浸水被害の軽減を図るものである。なお、夏川は県境河川となっており全体計画区間のうち左岸側上流区間については、岩手県の施工となっている。 河川改修延長L=8,810m 築堤V=274,000m3、掘削V=448,000m3、道路橋2橋、樋門樋管18箇所、サイフォン1箇所	55.5	69.4	事業継続妥当	事業継続

番号	事業名	事業採択年度	予定	事業目的・事業概要	全 体 事業費 (億円)	進捗率 (%)	行政評価委員会 (公共事業評価部 会)の意見	評価の結果
4	広域基幹迫川 (長沼川) 河川改修事業	S61	R20	長沼川は現況が旧迫川に合流しているが、下流部は農業用排水路として利用されており、断面が非常に狭く河床勾配が緩いため水質の悪化が問題となっている。 さらに左岸側には旧迫町の中心市街地を抱えており、大雨洪水時には内水被害等も生じている。 このため、新たに迫川への放水路及び調節池を設け、長沼からの浄化水の導入により水質の改善を図るとともに、下水道事業と連携し、市街地の安全度向上を図るものである。 河川改修延長 L=3,400m 築堤 34,000m3、掘削 100,000m3、護岸 15,800m2、樋門一式、樋管一式、床固工 1 基、帯工 2 箇所、道路橋 5 橋、サイフォン 2 基、堰一式、揚水機場 1 基	116.5	57.8	事業継続妥当	事業継続

評 価 書

令和6年11月 宮 城 県

令和6年度に行った公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

- 1 対象事業名
 - ①農業競争力強化基盤整備事業 (鹿飼沼地区)
 - ②広域基幹 迫川河川改修事業
 - ③広域基幹 迫川(夏川)河川改修事業
 - ④広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業
- 2 事業の概要

別紙のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法 別添1のとおり「事業の進捗状況」、「事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」、「代替案 との比較」、「コスト縮減」、「費用対効果」の項目で事業効果を把握した。

4 評価の経過

令和6年 6月 4日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面(評価調書)の確定

令和6年 6月12日 宮城県行政評価委員会への諮問

令和6年 6月12日~7月12日 条例第9条に基づく県民意見聴取

令和6年 7月10日 同委員会公共事業評価部会(第1回開催)

令和6年 8月 9日 同委員会公共事業評価部会(現地調査)

令和6年 8月21日 同委員会公共事業評価部会(第2回開催)

令和6年 9月27日 同委員会及び同委員会公共事業評価部会からの答申

令和6年11月11日 県の最終評価(評価書)の確定

5 行政評価委員会の意見

対象4事業を「事業継続」とした県の評価に対し、すべて「妥当」とした。

6 評価の結果

評価の結果の詳細は、別添1のとおり。